

平成二十九年十一月十四日受領
答 弁 第 一 九 号

内閣衆質一九五第一九号

平成二十九年十一月十四日

内閣総理大臣臨時代理
国 務 大 臣 麻 生 太 郎

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員初鹿明博君提出麻生太郎副総理兼財務大臣の北朝鮮から難民が押し寄せてきた場合に射殺することを考えなければならぬとの発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員初鹿明博君提出麻生太郎副総理兼財務大臣の北朝鮮から難民が押し寄せてきた場合に射殺することを考えなければならないとの発言に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、防衛出動を命ずることができる場合は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第七十六条に規定しているとおりである。

二について

お尋ねの趣旨が明らかでなく、一概にお答えすることは困難である。

三について

一般論として、海を渡って我が国に大量の避難民が流入してくる場合には、関係省庁が連携し、現行法令の枠組みの中で必要な措置をとることとしているが、具体的な内容については、今後の対応に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

四について

平成二十九年九月二十三日の宇都宮市でのセミナーにおける発言については、麻生国務大臣が政治家と

して発言したものであり、政府としてお答えする立場にないが、有事の際に想定され得る様々な事態について、聴衆の問題意識を喚起する趣旨からなされたものと承知している。